

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1114））
2. 日 時：平成30年7月9日 10時00分～12時20分
13時30分～18時25分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、
秋本安全審査官、関根技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他17名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当

他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 主任

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、6月8日、15日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうちブローアウトパネル閉止装置の設計方針、要目表、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（動荷重）及び津波への配慮に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【ブローアウトパネル閉止装置の設計方針関係】

- 新たに設置するとしている「門及び門駆動装置」に対する環境条件への考慮について、対応方針を整理して提示すること。

【要目表関係】

- 静的触媒式水素再結合器の個数の根拠について明確にすること。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（動荷重）】

- 主蒸気逃がし安全弁多弁作動時の動荷重について、海外プラントの知見が東海第二に適用可能なことを説明すること。
- 原子炉停止機能喪失時の原子炉圧力上昇率を踏まえた動荷重について、設計基準事故時の動荷重に包絡されるかどうか定量的な根拠を持って説明すること。

【津波への配慮に関する説明書】

- 浸水防護設備の止水性について、評価又は試験等により確認した方法の具体的内容を整理して提示すること。

○浸水防護重点化範囲について、設定方針を明確にした上で具体的な設定範囲を設定根拠とともに整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）
【論点17】ブローアウトパネル及び関連設備の必要機能と確認方法 ブローアウトパネル閉止装置の不具合の対応について
- ・ 補足説明（東海第二発電所 工事計画認可申請に係る論点整理について）
- ・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち重大事故等時の動荷重について
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（水素濃度制御系）（添付書類）